

4月から国保税率改正で過半数以上の世帯が増税に！

日本共産党議員団は反対

課税区分		改正前	改正後
医療給付費分	所得割	6.10%	6.80%
	資産割	30%	廃止
	均等割（一人）	9,000円	25,000円
	平等割（世帯割）	17,500円	廃止
後期高齢者支援分	所得割	2.00%	2.00%
	均等割	10,800円	10,800円
介護給付金分	所得割	1.10%	1.40%
	均等割	7,800円	10,000円



●国保加入者の実態

（平成30年3月時点）
 国保加入者は48,940人（市民の約25%）
 そのうち65歳以上は約45%。
 所得200万円以下は73%（うち総所得の無いのは22%）を占める。保険税の軽減世帯は、約半数の15,000世帯だが、それでも国保税は所得の1割以上となる。

●4月からは

医療給付費分の資産割と平等割が廃止され、県指導の2方式になった。この改正で過半数以上の世帯は増税になる。所得200万円、父母は40歳以上、子ども2人の4人家族、固定資産税10万円の世帯の場合の試算では、これまでの国保税341,940円が384,540円になり、42,600円増税。所得に占める割合は19.2%に引き上がる。

●今回の値上げは第一段階

3月議会までに、赤字削減のための今後4年間の値上げ計画が決まる。所得割と均等割は現在70対30で、これを63対37にするが、県の指導で50対50に近づけ、均等割を増やす計画となる。併せて、一般会計からの繰り入れをなくす方向が示されている。

●子どもの均等割りは

課すべきではない



国会での追及に「赤字の穴埋めはだめだが、保険税の減免など政策的な判断によるものについては、繰り入れをしてもよい」となった。せめて、子どもの均等割の軽減を求めていきたい。

会期11月30日～12月19日。日本共産党議員団は、平成29年度10の決算のうち一般会計決算に反対、また国保税率改正議案に反対し、他は賛成しました。

29年度一般会計決算 反対討論の要旨

「平成29年度の日本経済は個人消費や民間設備投資も持ち直し、民需も改善し、経済の好循環が実現しつつある。」と市は評価しているが、どれほどの市民が実感しているでしょうか。生活保護は1,879世帯、国保世帯の約1割相当が滞納の状況です。

29年度基金総額188億円。財政調整基金は73億円。臨時財政対策債も含め、これらの財源を有効的に使い、暮らしを支えるよう求めました。

29年度基金総額188億円。財政調整基金は73億円。臨時財政対策債も含め、これらの財源を有効的に使い、暮らしを支えるよう求めました。

指摘した点

■子ども医療費の完全無料化を平成29年1月から18歳まで無

■正規職員の比率を増やすべき
 28年度56・4%、29年度55・2%、30年度54・3%と一般職

■同和関連予算はやめるべき

●小学校10校、中学校8校のみ実施している小・中学生ハートフル学級は、やめるべき。
 ●同和団体は補助金に頼らず自主的な活動をすべきで、同和対策振興補助金はやめるべき。

料化となったが、322人の子どもがこの制度から外される結果に。市は個人に対して助成金や補助金を出しているが、助成金55事業のうち、完納要件が5つもあるものは他にはない。

員の比率は毎年減っている。
 ■ティアラ21への補助金見直し
 ■ゆうゆうバス等交通網の充実
 ■住宅リフォーム助成制度創設
 ■給食費の無料化など子育て支援の充実

自治体に求められているのは、実質的な地方交付税である臨時財政対策債を何にでも使える一般財源として有効に活用することであり、本来の交付税に戻すよう国に対し意見を上げていくことが重要なのではないかと。

12月議会報告

熊谷市議会

2018年

日本共産党
熊谷市議団



大山みちこ

090/2540/3582



桜井くるみ

080/5026/6701

ブログ・ツイッター・フェイスブックもご覧ください。

政務活動費で発行しています

行き過ぎた徴収強化をしないよう求める

桜井くるみ

平成29年度決算の市税納税状況は、市民税、固定資産税、都市計画税の現年分が96%台の納税率、国民健康保険税の現年分は93%。一方、滞納分の納税率は20%台。滞納すると延滞金が課せられ、延滞金の利率は、平成30年は1か月以内2.6%、1か月を過ぎるとは8.9%で、延滞金が重くのしかかる。

問 滞納者と差押えの実態は

答 平成29年度で滞納者9,648人、市税等の差押えは1,501件

問 滞納整理の対応は

答 最初に督促状を発送し、それでも納付の無い方へは、電話催告、文書催告、職員や臨時収納員による訪問など段階を踏んだ催告を行う。再三の催告にもかかわらず納付や納税相談がない場合には、財産調査を行い、納税資力を確認後、差押えを行う。

問 現金、特に給与の差し押さえの制限は

答 国税徴収法で差押えが禁止されているのは、給与中の所得税、市県民税、社会保険料、最低生活費相当額の合計額である。

問 差押え禁止最低生活費相当額とは。



答 給与中の最低生活費相当額は、ひと月ごとに10万円、生計を一にする配偶者、その他親族があるときには、1人につき45,000円を加算した額である。

問 滞納相談で、給料が振り込まれたが、市からの差し押さえで3万円しか通帳に残っていなかったという事だった。どういうことか。

答 給与振込み口座の差押えは、国税徴収法基本通達に基づき、最低生活費の規定が及ばない預金差押えとして執行している。この差押えは、納税相談につなげることが主眼であるため、一週間程度の相談期限を設け、その間の生活費は口座に残す配慮をしている。そのため、完納に向けた相談を行ったうえで最初の納付額を滞納税額に充て、残額は差押えを解除して、口座に戻すのが通例である。

最後に 平成25年11月の広島での裁判では、児童手当が口座に入金された後、滞納処分により児童手当を差し押さえた件で、違法だと判決が下っている。口座残高が、本来差し押さえてはいけないものが原資となっているかどうかの見極めが必要である。

その他の質問

- 小・中学生のハートフル学級の中止を

日本共産党議員団の一般質問

利用しやすい公共交通システムの在り方について

大山みちこ

市民アンケートには、公共交通の充実を望む声も多く寄せられた。高齢化が進む中、免許証返納後の移動手段の確保は喫緊の課題である。また費用は安価が望まれ、100円で乗車できる「ゆうゆうバス」は最適である。

10月からのバス路線等変更で、増便となった路線もあるが、減便の路線もある。

そのため、「これまで使っていた便がなくなり、民間バスを利用せざるを得なくなった。」との声もあった。これまでの便数は減らさないよう求めるものである。



問 バス路線がない地域の移動支援について、今後どのような方向性をもってやるのか。

答 地域公共交通会議の中で研究していく。移動支援の方法の一つとして、予約に応じて運行する形態である、いわゆるデマンド交通による対応が適していると考ええる。利点があるものの、経費・輸送力の点では、定時定路線であるバスに比べて多くの課題がある。

問 「デマンド交通は方法の一つ」とあるが、他にどのような解決策が考えられるか。

答 ゆうゆうバスのような定時路線とデマンド交通の中間的なものとなりますが、基本ルートを定めながら予約に応じて適宜ルートを変える方式や、ルートは決めないもののエリアを定めて、乗降場所を設定する方式等がある。

また、地域コミュニティに車両を貸与して運行する方式など、地域特性や需要に応じて、様々なものが考えられる。

えられる。

【コメント・要望】

免許証返納者が「ゆうゆうバス」を利用する場合無料となるが、民間バス乗車の場合は支援がない。また「ゆうゆうバス」は路線が限られ、現在民間バスの路線には今後「ゆうゆうバス」路線は整備されないと考える。「民間」と「ゆうゆうバス料金」には大きな差が出ている。

今後、免許証返納者や免許証を持たない高齢者にも、何らかの支援をするよう求めた。

また、デマンド交通の実証実験も視野に入れ検討をと要望。



その他の質問

- こども医療費の高校卒業までの完全無料化を
- 性的マイノリティの子どもへの配慮と支援を